

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

(令和3年12月21日 閣議決定)

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

3. 対応状況

- 令和3年の提案220件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除き、160件について内閣府と関係府省との間で調整。

(件数)

提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計(A)	実現できなかったもの(B)	合計(C) = (A+B)
145	2	147	13	160

令和3年の地方からの提案等に関する主な対応

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

計画策定に関するもの

- ① 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化
- ② 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
- ④ 地籍調査事業計画の変更手続の廃止
- ⑤ 地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化
- ⑥ 異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
 - ・ 地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等
 - ・ 脱炭素社会実現に係る各計画
 - ・ 鳥獣管理に係る各計画
- ⑦ 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する見直し
- ⑨ 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し
- ⑩ 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化
- ⑪ 埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し
- ⑫ 地域公共交通に係る各協議会等の開催等の柔軟化

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ⑬ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大（地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務）
- ⑭ 医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出のオンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し
- ⑮ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大（療育手帳関係）

3. その他

- ⑯ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲
- ⑰ 認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し
- ⑱ 保育所等の居室面積基準に係る特例期限の延長
- ⑲ 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る例外措置の見直し
- ⑳ 児童扶養手当の受給資格要件の明確化

農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化

現
行

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

- 都道府県は、農村地域への産業導入に関する基本計画について、義務的記載事項として、「導入する産業の業種」の記載が必要。
- 市町村は、産業導入を図る際、基本計画に無い業種を導入することができない。

支障

- 都道府県は、市町村が基本計画に無い業種を導入する際、その都度、業種を追加するための基本計画の変更が必要。



基本計画の義務的記載事項に関する見直し

- 基本計画において、市町村における新たな立地ニーズに合わせて、その都度「導入する産業の業種」を記載する必要がないよう見直す。



効果

- 市町村は、産業構造の変化や地域の特性に対応した機動的な産業導入の企画が可能に。
- 都道府県は、地域における新たな立地ニーズに応じた都度の計画変更が不要となり、事務負担が軽減。



見
直
し
後

下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化

① 2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の策定・変更について、国への協議の廃止

現
行

下水道法

- 都府県が、**2以上の都府県の区域にわたる水域又は海域についての流域別下水道整備総合計画(流総計画)**を策定・変更する場合には、**関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国への協議を行うことが必要。**

※2以上の都府県にわたらない流総計画を策定・変更する場合は、国への協議は不要。

※「流総計画」

…下水道整備に関する総合的な基本計画で、公共用水域の環境基準を達成維持するために都道府県が定めるもの。

支障

- 関係する都府県と合意済みの計画の変更であっても、変更のたびに、**国への協議が必要**なため、事前協議等を含め、**協議に時間を要しており、都府県の事務負担が生じている。**



見
直
し
後

- 2以上の都府県にまたがる流総計画の策定・変更について、**国への協議を届出に見直す。**

※併せて、都府県から求めがあった場合は、それに応じ、計画の策定・変更に関し、**国が必要な助言を行うことを可能とする**よう措置する。



効果

- 都府県の流総計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。**



下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
②下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し

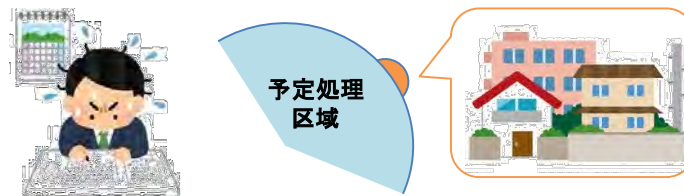
現
行

- 市町村等が、公共下水道の事業計画について、**予定処理区域の面積を変更**するため、当該計画を変更しようとする場合は、一律に**国等への協議が必要**。

※「予定処理区域」
…今後5～7年で下水道を整備する予定の処理区域のこと。

支障

- 隣接する宅地に予定処理区域を拡大するような、管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響がない場合でも、国等への協議を要するため、**事業計画の迅速な変更が妨げられている**。



下水道法施行令の改正

見
直
し
後

- 予定処理区域を変更する公共下水道の事業計画の変更のうち、**既存計画の管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しない変更**については、**国等への協議を不要**とする。



効果

- 速やかな事業計画の変更が可能となることにより、**地方公共団体の事務負担が軽減**されるとともに、**下水道工事の早期着手が可能となり**、**住民サービスの向上に資する**。



土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し

現
行

土地改良法

- 農用地又は土地改良施設について、市町村が土地改良法に基づき**災害復旧工事**を実施する場合は、都道府県が実施する場合と異なり、**議会の議決を経て応急工事計画を定める必要**がある。

	応急工事計画に係る議会の議決
都道府県	不要
市町村	必要



※市町村営事業は、市町村が住民に最も身近な主体であり、小規模事業が中心であることから、いわゆる団体営事業の一形態として、総会の議決を要する土地改良区営事業に準じて、応急工事計画の議会の議決を経ることとされている。

支障

- 災害復旧事業はその性質上、被災農業者等地域住民から特に迅速な対応が期待されるが、当該事業の予算に関する議会の議決に加えて、応急工事計画に係る議会の議決が必要とされていることにより、**災害復旧工事への着手に一定の期間が必要**となっている。



見
直
し
後

- 市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を実施する場合について、都道府県と同様に、**応急工事計画に係る議会の議決を不要とする**。

※工事の内容について、工事費用に係る予算審議において議会に説明し、議決を要する点は従来通り。

※応急工事計画に係る議会の議決を不要とすることに併せて、受益者に費用負担を求める場合には、都道府県と同様、当該受益者の3分の2以上の同意を得ることとする。

効果

- 農業者の営農再開**や**住民の安全**のための**災害復旧工事の迅速な実施に資する**。



地籍調査事業計画の変更手続の廃止

現
行

- 地籍調査に当たり、都道府県が毎年度定める事業計画に変更が生じる場合、都道府県は国へ、以下の手続が必要。

①国負担額(以下、額)に変更が有

- ・変更内容の協議及び同意
- ・負担金等の申請(適化法)に係る変更申請

②額に変更が無

- ・変更内容の報告

支障

- ①額に変更がある場合の手続では、**内容が重複した手続を2つ行う必要**があり、事務負担が生じる。
- ②額に変更がない場合の手続では、実績報告などでまとめて報告すれば済むような**軽微な変更でも、都度、報告する必要**があり、事務負担が生じる。



国土調査事業事務取扱要領の改正

見
直
し
後

- 地方公共団体の事務負担を軽減するため、**事業計画に関する変更手続は廃止**する。

①額に変更が有

- ・~~変更内容の協議及び同意~~
- ・~~負担金等の申請(適化法)に係る変更申請~~

②額に変更が無

- ・~~変更内容の報告~~

効果

- **地方公共団体**の事業計画の変更に関する**事務負担が軽減**。

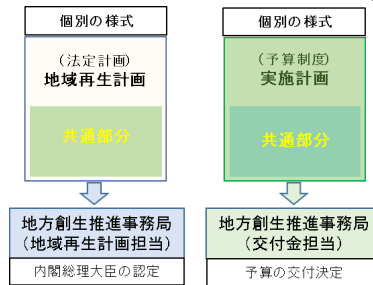


地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化

現
行

地域再生計画・実施計画※

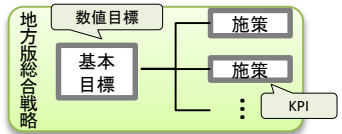
- ✓ 計画内容が一部重複
- ✓ 両計画の提出受付や審査を別の窓口が担当
- ✓ 事前相談から提出までの期間がタイト



地方版総合戦略

- ✓ 基本目標における数値目標や施策毎のKPIを設定

※KPI=重要業績評価指標



支障

地域再生計画・実施計画

- ✓ 両計画に一部同じ内容を記載するのが手間
- ✓ 一方の計画窓口で変更が生じた場合、もう一方の計画窓口との間で調整を別途行う必要がある
- ✓ 計画や事業内容の検討に十分な時間をとれない

地方版総合戦略

- ✓ 指標の設定や進捗管理に労力を要している

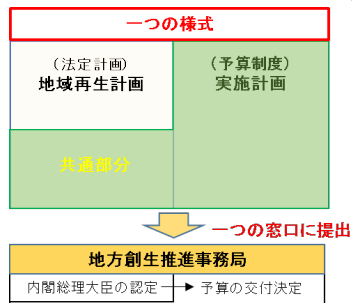
※本資料中の「実施計画」には施設整備計画を含む。

両計画の様式の一体化、手引きの改定など、運用の変更

見
直
し
後

地域再生計画・実施計画

- ✓ 様式一体化により両計画の重複事項を省略
- ✓ 提出窓口を一本化
- ✓ 提出期限の見直し



地方版総合戦略

- ✓ 手引きを改定し、地方の実情に即した策定・効果検証を可能に

効果



地方公共団体の事務を合理化

→ 地方が地方創生施策の中身の検討等に一層注力できる

→ 地方創生の一層の促進



異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
(地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等)

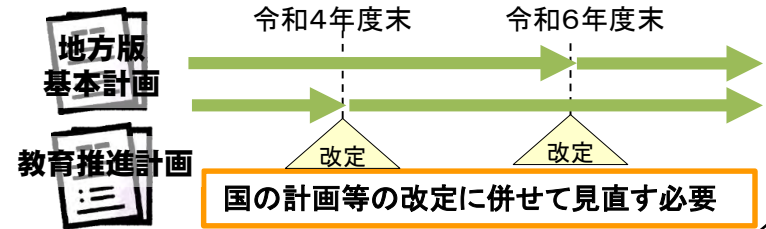
現
行

○地方消費者行政において、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の策定が求められている。

計画名	地方版消費者基本計画	都道府県消費者教育推進計画等
策定に当たり参考にする国の計画等	消費者基本計画 (R2～R6)	消費者教育の推進に関する基本的な方針 (H30～R4)
根拠	地方消費者行政強化作戦2020 (消費者庁の政策目標)	消費者教育の推進に関する法律(努力義務)

支障

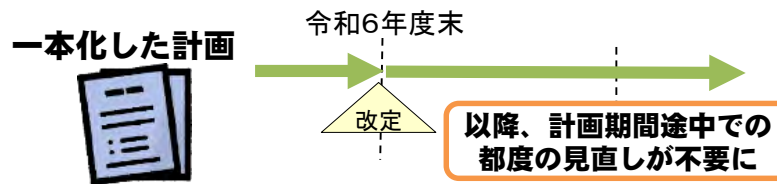
- 両計画を一本化して策定できるかが不明確
- 国の計画等の対象期間にずれがあり、一本化した場合でも計画期間途中で見直しが必要



通知等により見直し

見
直
し
後

- 両計画を一本化して策定できることを明確化
- 国の消費者基本計画と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間を一致させる方向で検討



効果

- 一本化により、住民に分かりやすい計画の策定が可能に
- 地方公共団体の計画策定事務の合理化



異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化 (脱炭素社会実現に係る各計画)

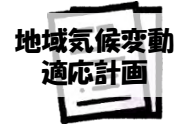
現
行

都道府県・市町村は、それぞれの法令に基づき

- ①地域気候変動適応計画
 - ②地方公共団体実行計画
 - ③環境保全活動等行動計画
- を策定する必要がある。

	地域気候変動 適応計画	地方公共団体 実行計画	環境保全活動等 行動計画
根拠	気候変動 適応法	地球温暖化対策の 推進に関する法律	環境教育等による環 境保全の取組の促 進に関する法律
策定 義務	都道府県・ 市町村の 努力義務	都道府県・指定都市・ 中核市等の義務、他の 市町村の努力義務 ^(注)	都道府県・ 市町村の 努力義務

支障



- 内容が類似する複数の計画を策定している。
- 特に、適応・温暖化に関する内容は、専門性が高く職員のみでの策定が困難。

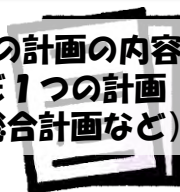
通知等により見直し

見
直
し
後

都道府県・市町村の判断で、環境総合計画など他の既存の計画と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化

地方公共団体向けの計画策定マニュアルを改定など

それぞれの計画の内容を含んだ1つの計画
(環境総合計画など)



効果

- 環境分野でまとまりのある計画策定が可能に
- 住民への効果的な周知が可能に
- 地方公共団体の計画策定事務の合理化・円滑化

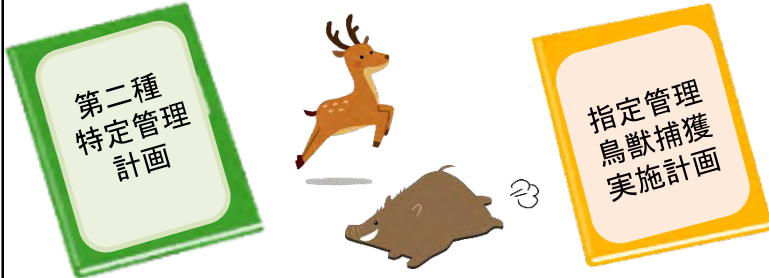


(注) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)による改正後(令和4年4月1日施行)の区域施策編に関する規定

異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化 (鳥獣管理に係る各計画)

現
行

野生鳥獣(シカ、イノシシ)の適切な個体数管理



第二種特定鳥獣管理計画(注1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(注2)
 ・鳥獣保護管理法第7条の2第1項 ・鳥獣保護管理法第14条の2第1項
 ・計画期間 3~5年 ・計画期間 1年程度

支障

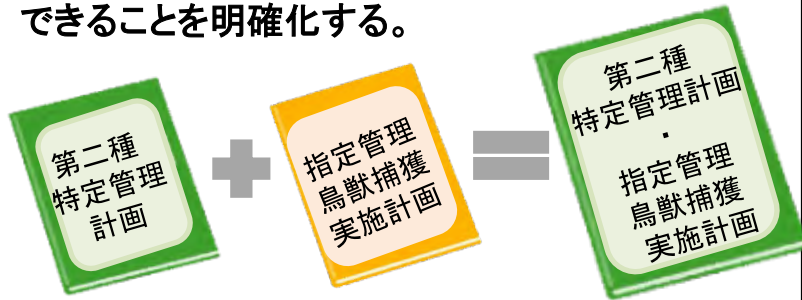
- 鳥獣管理のために複数の計画を策定する必要がある。
- 実施計画については、原則として毎年度の策定が必要であるため、事務の負担が生じている。



通知等により見直し

見
直
し
後

両計画を統合することも可能であること及び第二種特定管理計画の期間内で両計画を策定できることを明確化する。



効果

- 各都道府県の判断により、一定の条件を満たす場合には**両計画を統合することも可能になり、計画策定に係る事務負担が軽減**



(注1) 第二種特定鳥獣管理計画・・・その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに都道府県知事が策定
 (注2) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画・・・第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときに都道府県知事が策定

指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し

現
行

難病法

(※)指定難病(338種類)の医療費等に係る助成金

都道府県は、特定医療費(※)の支給認定を行う際、

- ✓ 認定を受けた患者が医療を受ける指定医療機関を定め、
- ✓ 当該**指定医療機関の個別の名称**等を記載した医療受給者証を交付しなければならないとされている。

医療受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

支障

- ✓ 利用する指定医療機関を新たに定め又は変更する場合には、その度に変更の手続きを行う必要。



駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続が必要...

× 患者・都道府県双方の負担が大きい

(参考)変更申請のうち指定医療機関の追加・変更に係るものの割合：
約7割 (3,362/4,906件) (R元年度、茨城県)

見
直
し
後

- ✓ 医療受給者証の記載事項の例示から、「指定医療機関の名称」を削除
- 患者が医療を受ける**指定医療機関**について、医療受給者証への**包括的な記載**が可能に

医療受給者証	例：●●県の指定医療機関
--------	--------------

効果

○ 患者・都道府県の負担軽減



現
行

障害者総合支援法

- **原則**として、介護保険サービス・障害福祉サービスの実施主体は、それぞれ住所地・居住地の市町村。
- 福祉施設所在市町村への財政的負担の偏りを是正するため、**法が対象とする施設**について、**施設入所前の住所地・居住地の市町村**がサービスの実施主体となる**特例**がある。
- ただし、障害福祉サービスの居住地特例については、**介護保険施設等^(注)は特例の対象施設に含まれていない**。

(注) 「介護保険施設等」… 具体的には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、老人保健施設、介護療養型医療施設等。

支障

- 介護保険施設等の入所者が障害福祉サービスを利用する場合、
 - ① 利用申請を行う市町村が障害福祉サービスと介護保険サービスとで異なり、**入所者の事務負担増**
 - ② **介護保険施設等が所在する市町村に財政的負担が偏る**



見
直
し
後

- 特例の対象施設に**新たに介護保険施設等を追加**する。
- ⇒ これらの施設の入所者についても、**施設入所前の居住地の市町村が、引き続き障害福祉サービス等の実施主体**となる。

効果

- ① 障害福祉サービスと介護保険サービスの利用申請を行う市町村が一本化され、**入所者の事務負担軽減**
- ② **介護保険施設等が所在する市町村への財政的負担の偏りが是正**



国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し

現
行

○ 70～74歳の国民健康保険の被保険者の自己負担割合※は、市区町村において、まず所得による判定で割合（2割か3割）を決定。

※医療機関等を受診した際に被保険者が支払う一部負担金（医療費の自己負担分）を算出するための割合

○ 上記判定で3割となっても、収入が一定額未満であれば軽減措置が適用され2割となるが、市区町村への申請書の提出が必要。

支障

市区町村の保有する収入情報で判定が可能である場合も、申請書の提出が必要。

制度が複雑なため、実態として、市区町村から対象者全員に申請の勧奨通知を送付。

× 被保険者、市区町村等双方の負担に



省令の改正

市区町村で保有する被保険者等の収入情報により、判定が可能であれば、申請が不要に



効果

申請に係る被保険者等の負担が軽減

勧奨手続きなど市区町村の事務負担が軽減



見
直
し
後

※後期高齢者医療も同様の措置内容が講じられる

小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化

現行

小児慢性特定疾病の指定医の指定申請は、
複数の医療機関に勤務し、その勤務地の自治体
が異なる場合、各々の勤務地のある都道府県、指
定都市、中核市及び児童相談所設置市への申請
が必要



支障

- 医師：
 - ・勤務地がある複数の自治体
に申請が必要であり、
事務負担が大きい
 - ・複数の自治体ごとに通知書の
交付や公表等の事務が発生し煩雑
- 自治体：
 - ・申請数が多く事務負担が大きい



児童福祉法施行規則及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用
均等・児童家庭局母子保健課長)の改正

見直し後

申請先を一元化

診断を行う医療機関のある都道府県、
指定都市、中核市又は児童相談所設置市のうち
主として診断を行う医療機関のある1か所にのみ
申請すれば足りることとする



効果

- 複数の医療機関に勤務する指定医の
負担 軽減に繋がる
- 申請件数が減少し、
行政の効率化に繋がる



埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し

現行

○農地において埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査を実施する場合、**農地法に基づく一時転用許可が必要。**

※ 試掘調査は、重機や人力で事業予定地の表土を剥ぎ、掘り下げながら遺物や遺構の有無、土層を確認することにより行われ、基本的に1日～数日程度で原状復旧がされるもの。

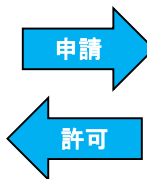


支障

○**一時転用許可の手続きに時間を要するため**、試掘調査を速やかに実施することができず、**開発事業の遅れ**や地方公共団体の**事務負担**が生じている。



文化財保護部局
(教育委員会等)



農地転用許可権者

農地法施行規則の改正

見直し後

○事例調査の結果、試掘調査については、周辺農地の営農条件への支障が認められなかったことから、**一時転用許可を不要とする。**

※ 文化財保護部局に対し、適切な被害防除措置を講ずることなどの技術的助言を周知。



文化財保護部局
(教育委員会等)



農地転用許可権者

効果

○**開発事業の円滑化及び文化財保護の推進が図られる**とともに、**地方公共団体の事務負担が軽減。**



現
行

○**地域公共交通**に関しては、

- ①地域協議会
 - ②地域公共交通会議
 - ③地域公共交通活性化協議会
- の**3つの協議会等が存在**。

(設置根拠、協議内容、主催者等に差異あり。)



支障

- バス路線の休廃止**については、
単一市町村内で完結する
路線であっても、
**都道府県が主催する
地域協議会で協議する
こととなっている。**



道路運送法施行規則の改正

見
直
し
後

○**単一市町村内で完結するバス路線の休廃止に
ついて、**

- ① **市町村主催の地域公共交通会議又は地域公共交通活性化協議会で協議することを可能とする。**
- ② **市町村が地域協議会を主催することを可能とする。**

※ 地域公共交通会議においては、路線バスの運賃等の協議が行われる。
※ 地域公共交通活性化協議会においては、地域の公共交通に関するマスタープラン(地域公共交通計画)に関する協議が行われる。

効果

- 地域の実情に応じ、3つの協議会等の開催等に関し、
より柔軟な対応が可能となり、
地方公共団体の事務の
効率化及び
総合的な政策決定の円滑化
に資する。**



住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大 (地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務)

現
行

住民基本台帳法

- ①国土調査法に基づく地籍調査の実施・通知
- ②空家法^(注)に基づく空家等に関する調査
- ③水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定申請等を行うために、**住民票の写し等の市区町村への請求(公用請求)や添付が必要となる。**

所有者等が不明の空家等

所有者等の現住所を速やかに特定する必要がある



支障

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、**所有者等の現住所の特定に時間を要する上、対応する市区町村の事務負担となる。**

事業等実施者
(地方公共団体)



公用請求

住民票の写し等の交付

市区町村



見
直
し
後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用
できる事務に国土調査法等に基づく事務を追加

住民基本台帳ネットワークシステムを
利用することにより、
○所有者等の現住所の特定が容易に
○住民票の写しの添付が不要に



効果

- 速やかな所有者等の現住所の特定が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、公用請求への対応が減少し、**行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**

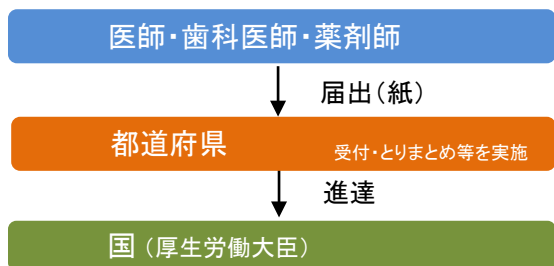


医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出の オンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し

現行

医師法、歯科医師法及び薬剤師法

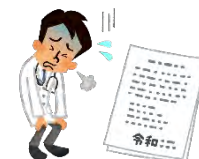
- 医師、歯科医師及び薬剤師は、2年ごとに、住所、氏名等を住所地の**都道府県を経由**して国に届け出なければならない。
- 届出は主に**紙**で、手交又は郵送により提出される。



支障

医師・歯科医師・薬剤師

届出票に手書きで記入し、郵送等で提出



都道府県

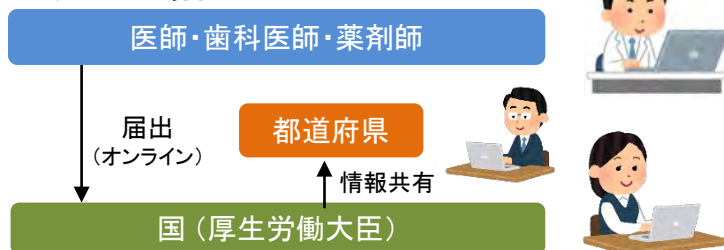
届出票の配布、受付、記載漏れの確認、とりまとめ等の**事務負担が発生**



見直し後

- 医療機関等に勤務する医師等の届出を**オンライン化**
 - オンラインの場合の**都道府県経由を不要**とし、医師等が直接、国に提出することとする。
- ※紙での届出の場合は、現行どおり都道府県を経由して行う。

<オンラインの場合>



※令和4年度から見直す方向で検討

効果

医師等／都道府県の双方において、届出に係る作業を効率化又は不要化

事務負担の軽減



【参考】全国の届出数(H30)

・医師 約33万人 ・歯科医師 約10万人 ・薬剤師 約31万人

現
行

マイナンバー法

地方公共団体が行う障害児入所給付費の支給事務等の処理において、療育手帳関係情報は、マイナンバー制度による情報連携の対象ではない。

※身体障害者手帳・精神保健福祉手帳情報についてはマイナンバー情報連携の対象。

支障

➤ 申請の際に療育手帳の提出が必要
(身体障害者手帳・精神保健福祉手帳の場合は不要)

→ 申請者や地方公共団体の**負担**に



見
直
し
後

➤ マイナンバー制度による情報連携の対象に療育手帳関係情報を追加



効果

➤ 療育手帳の提出が不要に

→ 申請者や地方公共団体の**負担軽減**

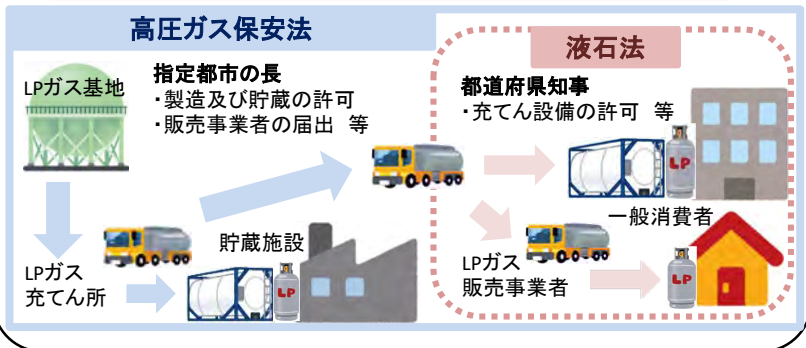


液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における 都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲

現
行

液石法(注1)

○液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した特別法だが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**



支障

○液化石油ガス事業者が、例えば、民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要であり、

- ①都道府県と指定都市間で当該申請等の受付状況について**情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担**となっている。
- ②両法の許可を受ける事業者は、**都道府県及び指定都市の双方に申請しなければならず、利便性を欠く。**

見
直
し
後

○液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲**する。

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長
液石法	・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	都道府県知事 ↓ 指定都市の長 (注2)

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、**行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等**が可能となる。
- ②両法に基づく許可等の申請窓口が一本化されることにより、**事業者の利便性向上**が図られる。



(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)

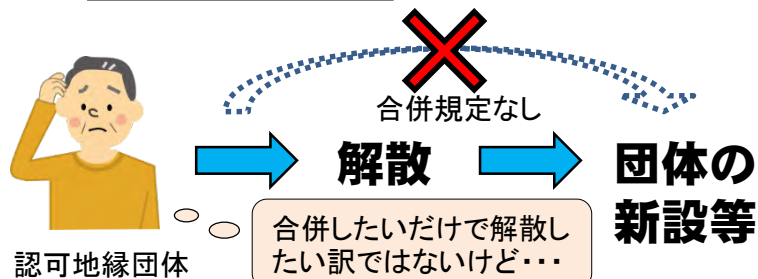
(注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し

現
行

地方自治法

- 認可地縁団体^(注1)に関する規定について、
 - ①**合併の規定が定められていない。**
 - ②**書面又は電磁的方法による決議の規定が定められていない。**



支障

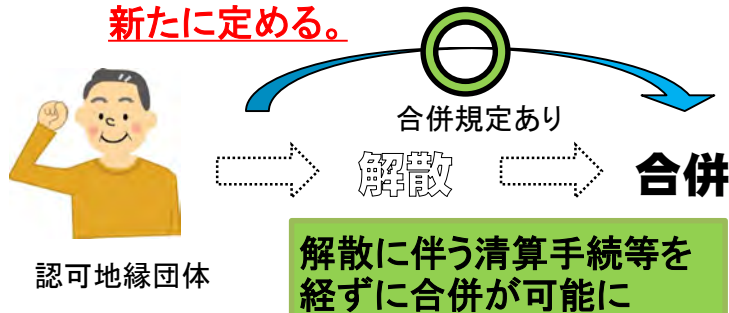
- 認可地縁団体が合併するには、解散に伴う清算手続等を経る必要がある。
- 総会の開催を省略できず、対面による決議を行わざるを得ない。



認可地縁団体の活動の制約要因に

見
直
し
後

- 認可地縁団体に関する規定において、
 - ①**合併の規定を新たに定める。**
 - ②**書面又は電磁的方法による決議の規定を新たに定める。**



効果

- 合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減
- 書面等による非対面の決議が可能となり、利便性が向上



認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与

(注1) 認可地縁団体とは…自治会など(町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体)で市町村長による認可を受けた団体。

(注2) 上記見直しと併せて、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を3回以上から1回とする見直しを行う。

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の延長

現
行

- 保育所等の居室面積基準は「従うべき基準」に基づき、条例により定めなければならない。
- 令和5年3月31日までの間、「従うべき基準」を「標準」として、**国の基準とは異なる基準を定められる**特例※が設けられている。

※前々年4月1日時点の待機児童数が100人以上等の条件を満たし、主務大臣に指定された地域が対象

※現在、本特例を活用しているのは大阪市のみ。
市において基準緩和の必要があるとされた保育所等について、従うべき基準「ほふく室3.3㎡以上、保育室1.98㎡以上」を、特例で、いずれも「1.65㎡以上」としている。

支障

特例が令和5年3月31日で廃止された場合

- ・現在入所している児童の退所
- ・新規の入所を制限



待機児童の急増が懸念

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令改正

見
直
し
後

特例期限を令和5年3月31日から
令和7年3月31日まで延長



効果

特例を活用しながら待機児童解消を目指す
地方公共団体において継続した取組が可能



待機児童解消の促進に寄与



農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る 例外措置の見直し

現
行

農業委員会等に関する法律

<原則>

- 農業委員は、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の意見が的確に反映されるよう、**認定農業者等が過半数を占めなければならない。**

<例外措置>

- 「認定農業者が少ない場合」**※1には、農業委員の過半数等を、認定農業者等のほか、認定農業者の親族等の**認定農業者に準ずる者が占めることとすることができる。**

※1 現行、**域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍に満たない場合が、「認定農業者が少ない場合」に該当。**

支障

- 「認定農業者が少ない場合」の要件を満たさない市町村においても、本業である農業経営が多忙であることなどにより認定農業者等に就任を断られることが多く、認定農業者等の任命に苦慮。**



農業委員会等に関する法律施行規則の改正

見
直
し
後

- 例外措置を適用することができる**「認定農業者が少ない場合」**の要件を**緩和**※2する。

※2 当該農業委員会の**委員の定数に対する域内の認定農業者数の基準を変更。**



効果

- 地域の実情に応じ、**地域の農業に知見を有する委員を幅広く選任しやすくなり、農地等の利用の最適化の推進及び市町村の事務負担の軽減に資する。**



児童扶養手当の受給資格要件の明確化

現
行

＜児童扶養手当の受給資格要件＞

父又は母が以下のいずれかに該当する児童を監護等する場合に支給

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・**父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童**
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・婚姻によらないで懐胎したか明らかでない児童

支障

離婚調停中等、**実質的にひとり親と変わらない生計状態の家庭にある児童**を監護等する父又は母について、**現行の受給資格要件に該当するかの判断が困難**



児童扶養手当を支給することができない可能性がある。

児童扶養手当遺棄の認定基準について(厚生省児童家庭局企画課長通知)の改正

見
直
し
後

離婚調停中等の場合であっても、**父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童**であると認められる場合には、父又は母が児童を遺棄していると認められるため、**児童扶養手当の支給対象児童となることを明確化**

※ 「1年以上」遺棄している場合に限る。



効果

実質的にひとり親と変わらない生計状態の家庭にある児童を監護等する父又は母について、**児童扶養手当の受給資格要件に該当することを適切に判断することが可能となる。**

児童扶養手当が必要な家庭にある児童の心身の健やかな成長に寄与

